

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特定非営利活動促進法（以下「法」という。）43条1項の規定に基づく特定非営利活動法人設立認証取消処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年2月8日付けの通知書（通知の内容は、別紙1処分目録記載のとおり。以下「本件処分通知書」という。）により行った特定非営利活動法人設立認証取消処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法又は不当を主張している。

令和4年12月13日付けで聴聞の実施についての通知を受け、事務局に一任したが、事務局が聴聞の日時である令和5年1月19日を失念しており、結果として聴聞当日に出頭することができなかった。再度聴聞の実施の機会をいただきたい。

当法人は、〇〇や〇〇など〇〇で〇〇した全ての子供たちに、文化活動やスポーツ活動を通じて、未来に希望を抱き心身健全に発達していけるよう、笑顔をもたらす文化活動を行うことを目的とし、活動してきた。

〇〇で〇〇し、特に両親や家族を失った多くの子供たちの将来にこころが痛む。一過性の援助ではなく、子供たちの未来に笑顔をもたらす支援活動を継続して行っていきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年10月12日	諮問
令和5年12月11日	審議（第84回第3部会）
令和6年 1月16日	審議（第85回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 設立の認証

法10条1項は、NPO法人を設立しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、同項各号に掲げる定款等の書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならないとしている。

また、法12条1項は、所轄庁は、法10条1項の認証の申請について、設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していることなどの要件に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならないとしている。

(2) 事業報告書等の提出

法29条は、NPO法人は、都道府県の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならないとしている。これを受けて特定非営利活動促進法施行条例（平成10年東京都条例第99号。以下「法施行条例」という。）4条は、NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、法29条に掲げる書類を添付した提出書を処分庁に提出するものとしている。また、特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成10年東京都規則第243号）10条は、法施行条例4条の提出書は事業報告書等提出書によるものとし、同規則別記第6号様式によれば、事業報告書、活動計算書、貸借対照

表、財産目録、前事業年度の年間役員名簿及び前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿を提出書類としている。

(3) 設立の認証の取消し

法43条1項は、所轄庁は、NPO法人が3年以上にわたって法29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該NPO法人の設立の認証を取り消すことができるとしている。

(4) 不利益処分をしようとする場合の手続について

行政手続法13条1項は、行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、同項各号の区分に従い、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならないとし、1号に「許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき」は「聴聞」と規定している。

行政手続法21条1項は、当事者は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができるとしている。また、同法23条1項は、主宰者は、当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、同法21条1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができるとしている。そして、同法23条1項の「正当な理由」とは、当事者の責に帰すべからざる理由（天災、交通機関の途絶等）又は出頭しないことがやむを得ないと認められる理由（交通事故等により入院している場合など）を指すと解されている（一般財団法人行政管理研究センター編『逐条解説行政手続法〔改正行審法対応版〕』（ぎょうせい、平成28年）222頁及び223頁参照）。

行政手続法24条1項は、主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならないとしている。また、同条3項は、主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、同条1項の調書とともに行政庁に提出しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、NPO法人には毎事業年度、事業報告書等を所轄庁に提出する義務が課されているところ（法29条。1・

(2)、請求人は、平成29年度から令和元年度までの3年度分の事業報告書等をいずれも提出していないことが認められる。これは、法43条1項により処分庁がNPO法人の設立の認証を取り消すことができる「3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき」(1・(3))に該当する。

また、行政手続法23条1項は、主宰者は、当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、同法21条1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、当事者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる」と定めているところ(1・(4))、請求人は、聴聞通知により通知された聴聞の日時である令和5年1月19日午前10時15分になっても連絡をしないまま出頭せず、陳述書の提出もしなかったことから、聴聞の主宰者である管理法人課長は、聴聞を終結し、処分庁に対して聴聞報告書及び聴聞調書を提出したことが認められる。

そうすると、請求人は、法43条1項により処分庁がNPO法人の設立の認証を取り消すことができる場合に該当し、また、本件処分に至るまでに処分庁が行った手続についても上記1・(4)の法令等の定め に則って適正になされたものであるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、聴聞の実施についての通知を受け、一任した事務局が聴聞の日時を失念した結果、聴聞当日に出頭することができなかった、再度聴聞の実施の機会をいただきたいとして、本件処分の取消しを求めている。

しかし、請求人が主張する聴聞の日時に出頭しなかった事情は、聴聞の期日に出頭しない正当な理由に該当するとは認められず、請求人の主張は採用することができない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1ないし別紙3 (略)